第 11 次クリーンセンター建設事業 環境影響評価書

平成 24 年 3 月

神戸市

目 次

	稨			評価の内容																							
				名称、代表者の氏																						•	1 - 1
第	2	章	対象事業	の名称、規模、目	的	及`	び	そ	の	他刘	付拿	杂事	業	の	内容	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2 - 1
	2	_	1 対象事	事業の名称、規模	及て	が種	重對	頁等	È F				•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2 - 1
	2	_	2 対象事	事業の目的及び必	要性	生•			•				•	•		•	•			•		•	•	•		•	2 - 1
	2	_	3 施設計	 画		•	•	•	•	•			•	•			•				•	•		•		•	2 - 9
	2	_	4 工事計	-画																							2 - 28
第	3:	章	地域の根																								3 - 1
			1 自然的																								3 - 1
			-1-1	地象																							3 - 1
		_		水象																							3 - 5
				気象																							3 - 5
			-1 - 4	生態系																·							3 - 6
					•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
			-1-5	景観	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 8
			-1-6	文化財	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 10
			2 社会的		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 12
		_	-2 - 1	人口	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 12
			-2-2	産業	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 13
		_	-2 - 3	交通	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 17
		3	-2 - 4	地域社会の状況	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	3 - 23
		3	-2 - 5	土地利用状況	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3 - 25
		3	-2-6	環境関連社会資	本		•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3 - 28
		3	-2-7	地域地区の指定	状沙	己及	とて	信礼	上匪	ī等	-		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3 - 34
	3	_	3 環境σ)概況	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	3 - 66
		3 -	-3 - 1	大気環境	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	3 - 66
		3 -	-3 - 2	騒音	•	•	•	•	•	•	•		•	•			•		•	•	•	•		•		•	3 - 70
		3 -	-3 - 3	水質	•		•										•										3 - 72
		3 -	-3 - 4	ダイオキシン類																							3 - 74
		3 -	-3 - 5	公害苦情																							3 - 77
第	4	音	環境影響	学要因及び環境評	ími o)耳	S F	1																			4 - 1
/10				/響要因及び環境) 耳	目																	4 - 1
	_		2 評価の		30 E	•	•	•		•																	4 - 4
	_			列及び評価																							5 - 1
			1 大気質																								5 - 1
	-		-1-1	現況調査																							5 - 1
			-1 - 2	予測																							5 - 43
			-1 - 3	評価									i	i						Ī	i						5 - 43 $5 - 100$
				計 加	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	• •	•	
			2 騒音	TH 3/11 = TH - A-1	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	5 - 109
				現況調査	•																						5 - 109
			-2-2	· · ·	•										• •												5 - 116
				評価											• •												5 - 148
			3 振動	• • •																							5 - 154
				現況調査											• •												5 - 154
			-3-2												• •												5 - 158
		5 -	-3 - 3	評価	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5 - 178
	5	_	4 悪臭		•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5 - 183
				現況調査	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5 - 183
		5	-4 - 2	予測	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5 - 186
		5	-4 - 3	評価	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	5 - 189
	5	_	5 土壌		•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	5 - 190
		5 -	-5 - 1	現況調査	•	•		•	•	•	•		•	•			•			•	•	•		•			5 - 190
			-5 - 2				•													•							5 - 191
			-5 - 3																								5 - 192

	5	- 6 植物										•			•	5 - 193
	!	5 - 6 - 1	現況調査													5 - 193
		5 - 6 - 2	予測													5 - 202
		5 - 6 - 3	評価													5 - 203
		- 7 動物														5 - 204
	٠,	5 - 7 - 1	現況調査													5 - 204
		5 - 7 - 2	予測													5 - 226
		5 - 7 - 3	評価													5 - 239
		- 8 生態系														5 - 241
		5 - 8 - 1	現況調査													5 - 241
		5 - 8 - 2	予測													5 - 243
		5 - 8 - 3	評価													5 - 245
		- 9 景観														5 - 247
		5 - 9 - 1	現況調査													5 - 247
		5 - 9 - 2	予測													5 - 253
		5 - 9 - 3	評価													5 - 261
		- 10 廃棄物														5 - 262
		5 - 10 - 1	現況調査													5 - 262
		5 - 10 - 2	予測													5 - 263
		5 - 10 - 3	評価													5 - 270
		- 11 地球温														5 - 272
		5 - 11 - 1	現況調査													5 - 272
		5 - 11 - 2	予測													5 - 273
		5 - 11 - 3	評価													5 - 283
第																6 - 1
第	7 🗈	章 環境影響	解評価を受託 かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	した者の	(名称、	代表者	の氏名	及び主	こたる	事務戶	FのF	听在	地・	•		7 - 1
第2	編															
	1	事前配慮事			• • •		• • •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	1
	2	事前配慮事				• • •	• • •		• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	4
	3	事業計画の の)内容・特性	等から配	に慮の必	要がな	い(配	慮でき	ない)事[頁		• •	•	• •	20
<u>~</u> ~~~	// 亡	;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;;	きについる	- A -	~ ₩#	5 77 2 V 2	= 1 12	~ □ 4 7	9							
第3			書について	い思見	の概要	と及び事	業石	い兄形	ŧ							4
	1	住民等から			•••	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	1
	2	調笡思兄書	まに記載され	た巾長の	恵見()	微安及	ひ争業	者の兄	把	•	• •	• •	• •	•	• •	1
<u></u> 설 1	心	吉么钿木	: ↑ → ↔													
	_	事後調査														4
	1	事後調査の		• •	• • •		• • •	• • •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	1 4
	2	事後調査内	合	• •	• • •		• • •	• • •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	4
第5	炉	I=+产早/ 绚	評価書案は	- ついて	の音目	の脚車	6 7 3 7 %	車業字	د م ⊟	42						
	7月 1		の意見の概				·汉 ():	学未 で	100元	州午						1
	2		の息免の概 ・ ・ ・ ひいに ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				がレっ	九世里								3
	3		i及い計画息 iを踏まえた				ر ک. د	/こ]日星	1							12
	ر	叶	で回みんだ	正川首余	いじエ	בין.	•				-	•	•	•	. •	14
<i>,</i> 4.	±2 ·	`														
(参																
第	11	次クリーン	センター建詞	Д事業環 5	竟影響	評価実施	色計画	書に対	する環	環境影	響評	価額	查	会意	見	
第	11	次クリーン	センター建詞	役事業に(系る環境	璄影響詞	平価審査	查会答	申書							
⊞:	語缜	集														

第1編 環境影響評価の内容

第1章

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第1編 環境影響評価の内容

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1-1. 事業者の名称及び代表者の氏名 神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎

1-2. 主たる事務所の所在地 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

第2章 対象事業の名称、規模、目的及び その他対象事業の内容

第2章 対象事業の名称、規模、目的及びその他対象事業の内容

2-1. 対象事業の名称、規模及び種類等

名 称 : 第11次クリーンセンター建設事業

種 類 :一般廃棄物焼却施設の建設

規 模 : 処理能力 600t/日

位置:神戸市中央区港島9丁目12(図2-3-1参照)

敷地面積:約5.5ha

併設施設:発電設備、破砕施設、収集運搬施設

稼動予定:平成29年

2-2. 対象事業の目的及び必要性

2-2-1. 対象事業の目的

神戸市では、市内で発生する一般廃棄物のうち燃えるごみ、可燃ごみ等を4つのクリーンセンター(東、港島、苅藻島、西)で焼却しており、各クリーンセンターでは定期的な点検や補修により長期使用に努めている。しかしながら、竣工後、年数が経過したクリーンセンターは、施設の老朽化等により、現在の焼却能力を維持することが困難となることから、老朽化した既存のクリーンセンターに代わる施設として第11次クリーンセンターを整備する。使用期間は30年程度を想定している。

2-2-2. 神戸市のごみ処理の現状

(1) 神戸市のごみ処理

神戸市では、平成23年2月に「神戸市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、リデュース「発生抑制」・リユース「再使用」・リサイクル「再生利用」を中心とするごみの減量・資源化と適正処理の推進という基本方針のもと、目標年度である平成32年度までにごみ処理量を3割削減(基準年度:平成20年度)するなどの減量目標を掲げている。

市民・事業者・市の「協働と参画」のもと、本計画に基づく様々な施策を展開することによって、家庭系ごみ・事業系ごみのさらなる減量・資源化を進めていくとともに、 適正処理の確保や美しいまちづくりを推進し、計画をより実効性のあるものとするため に、施策の実施状況の把握・点検・評価・見直しを行うこととしている。

「神戸市一般廃棄物処理基本計画」の概要を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 神戸市一般廃棄物処理基本計画の概要

計画の期間		H23~H32 年度(2011~2020 年度)							
基本理念		「もったいない!」で築く循環型都市"こうべ"							
基本方針の	1. 「低炭	1. 「低炭素社会」、「自然共生社会」にも資する「循環型社会」の実現							
概要	2. 「発生	抑制•再使用」の)上流対策に重点を	おいた施策の総合的展開	j				
	3. 神戸の	特色を活かした	「協働と参画」の取	り組み推進					
主な数値目 標等	ごみ	ょの減量・資源化	目標						
		項目	基準年度 H20 (2008) 年度	目標年度 H32(2020)年度					
		ごみ発生量	757 千 t	652 千 t					
		資源化率	20%	35%					
		ごみ処理量	608 千 t	421 千 t					
		1人1日あたり	1,090 g	770 g (▲30%)					
		最終処分量	121 千 t	56 千 t					
			-						
目標実現に	1. 目標実	現に向けた施策	(基本施策)						
向けた施策	(1)循環	関型社会構築のたる	めの基盤づくり						
等	(2)2R	(リデュース:発生)	生抑制・リユース:	再使用)の推進					
	(3) 再生	三利用(リサイク)	ル)の推進						
	(4) 環境	賃負荷の低減に配 り	慮した適正処理の推	進進					
	2. ただち	に取り組む施策							
	(1)「蓉	F器包装プラスチ	ックの分別収集」の	全市実施					
	(2)「穀	(2)「雑がみ」の資源化の推進							
	(3) 「生	こごみ」の減量・	資源化の推進						
	(4)分か	りやすい情報の	是供						
	(5)市月	ミサービスの向上							

(2) ごみ処理の流れ

平成 22 年度のごみ収集量は 521 千 t、 うち 487 千 t を焼却処理している。 ごみ処理の流れを、図 2-2-1 に示す。

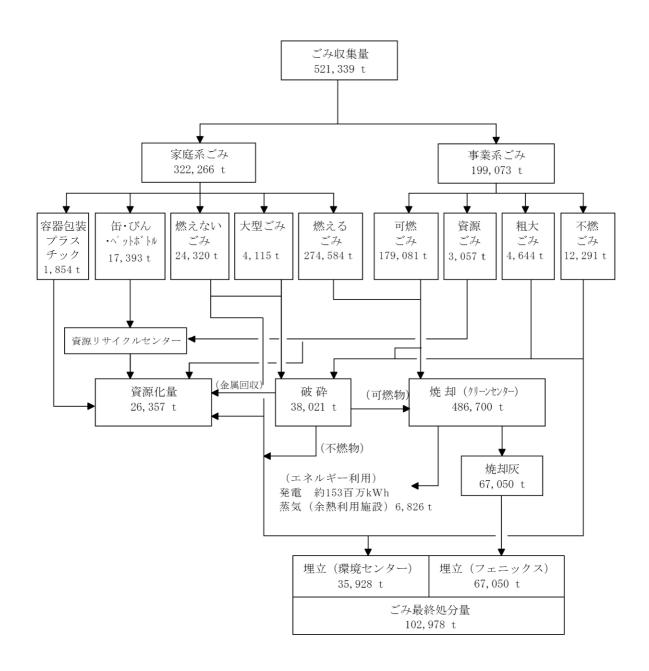


図 2-2-1 ごみ処理の流れ(平成22年度)

(3) ごみ処理体制

1) 収集運搬

家庭系ごみは、全市域を計画収集区域として、行政区ごとに環境事業所を配置し、収 集作業を行っている。市民はごみ集積場(「大型ごみ」は事前申込時に確認した場所) に排出している。

事業系ごみ(産業廃棄物を除く)は、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者と契約、又は神戸市の指定場所に自己搬入することとしている。

また、ごみ収集運搬に際しては、市民サービスの低下につながらないよう中継地を設けて収集作業の効率化を図っている。

2) 中間処理

① 燃えるごみ

収集されたごみのうち、燃えるごみは衛生的かつ適正に処理することを目的として クリーンセンターで焼却している。焼却処理に伴う公害を防止するため、各クリーン センターとも排ガス処理設備、排水処理設備などを設置している。

焼却余熱は所内で有効利用するほか、港島クリーンセンターでは近隣の温水プールに高温水を供給している。また、蒸気を利用し、全クリーンセンターで発電を行っている。発電した電力は所内で有効利用するほか、東、港島、苅藻島クリーンセンターにおいては、隣接する下水処理場に電力を供給し、さらに余剰の電力は、西クリーンセンターを含め電気事業者へ売却している。

表 2-2-2 に、ごみの焼却処理を実施しているクリーンセンターの概要を示す。

名 称	東 クリーンセンター	港島 クリーンセンター	苅藻島 クリーンセンター	西 クリーンセンター
所在地	東灘区魚崎浜町 1-7	中央区港島中町 8丁目3	長田区苅藻島町 3丁目12-28	西区伊川谷町 井吹字三番鬮 74-1
処理能力	900t/日	450t/日	600t/日	600t/日
発電能力	20,000kW	2,800kW	4,950kW	6, 500kW
着工年月	平成7年12月	昭和 54 年 5 月	昭和61年9月	平成2年9月
竣工年月	平成 12 年 3 月	昭和 59 年 3 月	平成2年3月	平成7年1月
H28 年度末時点 での稼動年数	17年	33 年	27 年	22 年

表 2-2-2 クリーンセンターの概要

② 缶・びん・ペットボトルと容器包装プラスチック

混合収集された缶・びん・ペットボトルは、資源リサイクルセンターにおいて、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん、ペットボトルに選別・圧縮処理を行っている。選別したびん及びペットボトルは、容器包装リサイクル法に従い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。アルミ缶・スチール缶は資源物として民間事業者に売却している。

資源リサイクルセンターの概要を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 資源リサイクルセンターの概要

所在地	西区見津が丘1丁目9
処理能力	90t/5 時間
処理対象物	缶・びん・ペットボトル

また、容器包装プラスチックは中間処理施設で不純物や汚れたものを取り除いた後、 圧縮処理を行い、再商品化事業者に引き渡している。

③ 燃えないごみ・木質系ごみ

a. 燃えないごみの破砕

布施畑環境センター破砕選別施設では、家庭系ごみの「大型ごみ」や「燃えないごみ」、事業系ごみの「粗大ごみ」や「不燃ごみ」を破砕し、資源物・可燃物・不燃物に選別して、資源物は売却し、可燃物は焼却施設で焼却することにより埋立処分地の延命化を図っている。

b. 木質系ごみの破砕

妙賀山クリーンセンター、港島クリーンセンターでは、木質系ごみを対象とした破 砕設備を設置し、破砕のうえ、焼却施設で焼却している。

破砕施設の概要を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 破砕施設の概要

名 称	布施畑環境センター	妙賀山クリーンセンター	港島クリーンセンター
	破砕選別施設	破砕施設	破砕施設
所在地	西区伊川谷町布施畑字丸畑	北区山田町小部字妙賀山	中央区港島中町8丁目3
処理能力	150t/5 時間×2 基	50t/5 時間×2 基	30t/5 時間
破砕機形式	回転式	油圧圧縮せん断式	せん断式
処理対象物	大型ごみ、燃えないごみ、	木質系ごみ	木質系ごみ
	粗大ごみ 等		
着工年月	平成 10 年 1 月	昭和 57 年 9 月	昭和 54 年 7 月
竣工年月	平成 11 年 3 月	昭和 59 年 4 月	昭和 59 年 3 月

3) 最終処分(埋立処分)

① 埋立処分地

焼却不適物及び不燃性廃棄物については、布施畑環境センターで受け入れ、埋立処分している。また、淡河環境センターでも家庭系ごみの「燃えないごみ」の一部の埋立を行っている。なお、埋立処分に伴う浸出水については、排水処理設備を設置し、浄化を行っている。

埋立処分地の概要を表 2-2-5 に示す。

表 2-2-5 埋立処分地の概要

名 称 布施畑環境センター		淡河環境センター
所 在 地	西区伊川谷町布施畑字丸畑	北区淡河町野瀬字南山
埋立容積	23, 500, 000 m ³	7, 700, 000 m ³

② 大阪湾圏域広域処理場整備事業 (フェニックス事業)

大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理するとともに、港湾の秩序ある整備を図ることを目的として「大阪湾圏域広域処理場整備事業」が行われており、一般廃棄物受け入れ対象区域は、神戸市・大阪市をはじめ近畿2府4県の168市町村(平成22年4月現在)の区域となっている。神戸沖埋立処分場については、平成13年12月より廃棄物の受入れを開始しており、本市のクリーンセンターから発生する焼却灰も同処分場に搬入している。

(4) ごみ処理実績

過去5年間のごみ処理実績を表 2-2-6 に示す

表 2-2-6 過去 5 年間のごみ処理実績

単位: t

年度	Ε	収集量		処理量		
年度	総量	家庭系ごみ	事業系ごみ	焼却	埋立	資源化
18	740, 476	452, 774	287, 702	710, 050	26, 027	28, 107
19	639, 733	432, 031	207, 702	616, 526	19,838	27, 876
20	620, 121	413, 880	206, 241	570, 480	39, 630	26, 185
21	531, 086	329, 751	201, 335	506, 237	39, 350	26, 064
22	521, 339	322, 266	199, 073	486, 700	35, 928	26, 357

2-2-3. 処理施設の整備の必要性

(1) 整備の必要性

神戸市では、平成23年2月に「神戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成32年度までにごみの処理量を3割削減するなどの目標を掲げ、さらなるごみの減量・資源化に取り組むこととしている。同計画では、「環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進」として、「低炭素社会に資する新クリーンセンターの整備」を行うとともに、「将来のごみ量を踏まえた廃棄物処理施設のあり方」を検討することとしている。

第 11 次クリーンセンターは、老朽化した港島クリーンセンターの代替施設として整備するものであり、①将来のごみ量を踏まえたクリーンセンターの再編、②既存クリーンセンターの老朽化による能力ダウンや大規模改修への対応、③市内の廃棄物処理施設の立地のバランスなどを総合的に検討し、計画しているものである。

(2) 将来の焼却処理体制

神戸市では、ごみの減量・資源化の進展にあわせ、平成21年10月に落合クリーンセンターの焼却を停止し、市内の焼却処理体制を5クリーンセンター体制から4クリーンセンター体制に再編した。将来の市内の焼却体制については、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に掲げる、ごみの減量・資源化目標の着実な達成を前提に、第11次クリーンセンターの供用開始にあわせて、港島クリーンセンターと苅藻島クリーンセンターの焼却停止を計画している。市内のクリーンセンター体制の変遷を表2-2-7に示す。

全市の 東CC 港島CC 苅藻島CC 落合CC 西CC 第11次CC 体制 焼却能力(定格) 平成20年度 3,000t/日 5CC 平成21年度 H21.10月停止 平成22年度 2,550t/日 4CC 平成28年度 平成29年度 第11次CC稼働後停止予定 3CC 2,100t/日 平成30年度

表 2-2-7 市内のクリーンセンター体制の変遷

(3) 第11次クリーンセンターの施設規模

第 11 次クリーンセンターの施設規模については、将来、市内のごみ焼却を 3 クリーンセンター体制で行うことを前提に検討を行った。

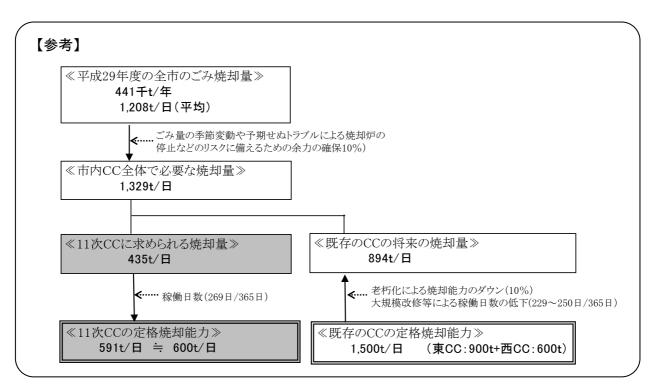
具体的には、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」で予測している将来の焼却量をベースに、①ごみの季節変動や予期せぬトラブルによる焼却炉の停止などのリスクに備えるための余力の確保、②既存のクリーンセンター(東クリーンセンター及び西クリーンセンター)の老朽化に伴う能力ダウン、③大規模改修等による稼働日数の低下時にも安定的に焼却できる体制を確保することなどを勘案し、第 11 次クリーンセンターに必要な処理能力を 600t/日としているものである。

「神戸市一般廃棄物処理基本計画」で想定している第 11 次クリーンセンター供用開始時(平成 29 年度)及び目標年次(平成 32 年度)のごみ焼却量を表 2-2-8 に示す。

表 2-2-8 将来のごみ焼却量

単位:千t

			, , ,
年度	全市	第 11 次 クリーンセンター	備考
平成 22 年度	487	_	_
平成 29 年度	441	146	施設供用開始時
平成 32 年度	433	143	神戸市一般廃棄物処理 基本計画の目標年次



2-3. 施設計画

2-3-1. 事業実施計画地

第 11 次クリーンセンター建設事業実施計画地(以下、「事業計画地」という。)については、①市内の廃棄物処理施設の立地バランス(特定の地域に廃棄物処理施設が集中しないこと)、②自然環境、水質、日照等の環境要素に及ぼす影響などを総合的に検討し、ポートアイランド第 2 期の南東部とした。事業計画地の位置を図 2-3-1 に示す。

なお、事業計画地は、現在の港島クリーンセンターと比較して約2km 居住地から遠くなる。

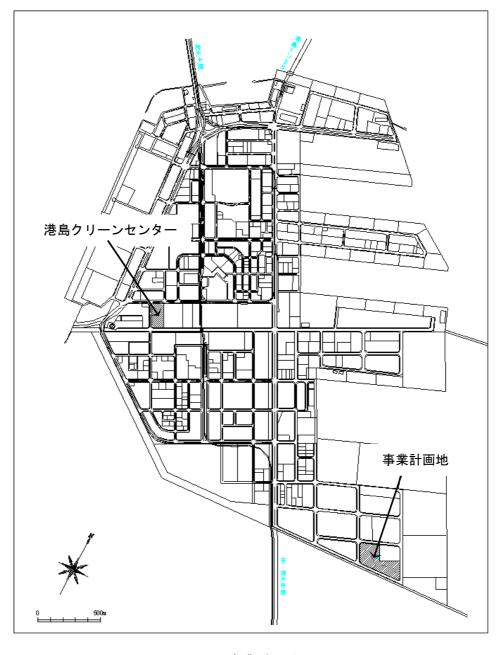


図 2-3-1 事業計画地

2-3-2. 施設の概要

施設の規模等を表 2-3-1 に、施設配置計画図を図 2-3-2 に示す。

表 2-3-1 施設の規模等

計画施設	規模等
第 11 次 クリーンセンター	 ・処理の対象とする廃棄物; 市内で発生する一般廃棄物(燃えるごみ、可燃ごみ等) ・処理方式等; ストーカ炉(600t/日(200t/日×3炉)) 【破砕施設】 ・処理方式等;油圧圧縮せん断式破砕機(20t/5時間(10t/5時間×2基))
収集運搬施設	事業所及び自動車管理事務所 ※将来の施設再配置を想定。

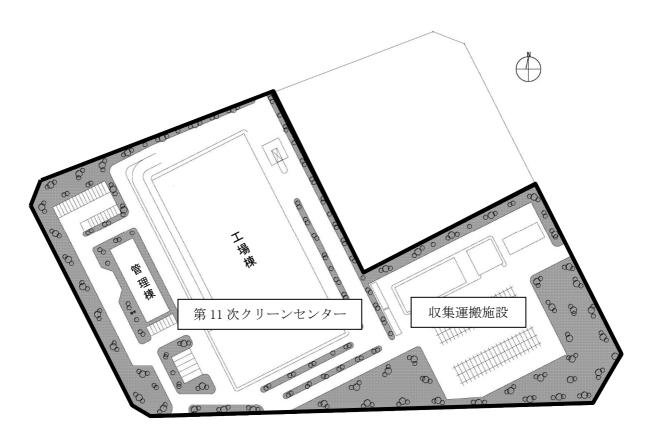


図 2-3-2 施設配置計画図

(1) 焼却施設

1) 焼却施設のプラント設備

焼却施設の設備概要を表 2-3-2 に、焼却施設の平面図を図 2-3-3 に、断面図を図 2-3-4 に示す。

表 2-3-2 設備概要

焼却方式	全連続燃焼方式
処理能力	600 t / 目 (200 t / 日 / 炉×3 炉)
受入供給方式	ピットアンドクレーン方式
通風方式	平衡通風方式
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
排ガス処理方式	ろ過式集じん機、触媒脱硝方式
排水処理方式	凝集沈殿、砂ろ過
余熱利用	高効率ごみ発電、場内の蒸気・温水利用

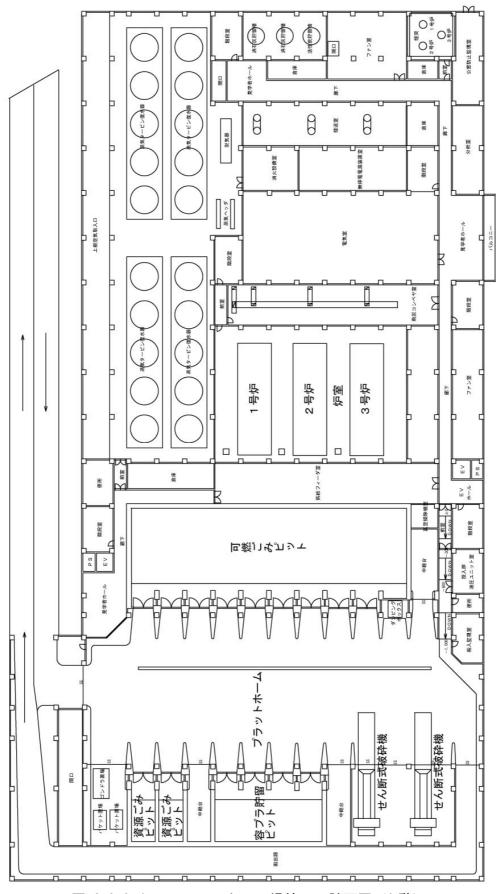


図 2-3-3 クリーンセンター工場棟平面計画図 (3階)

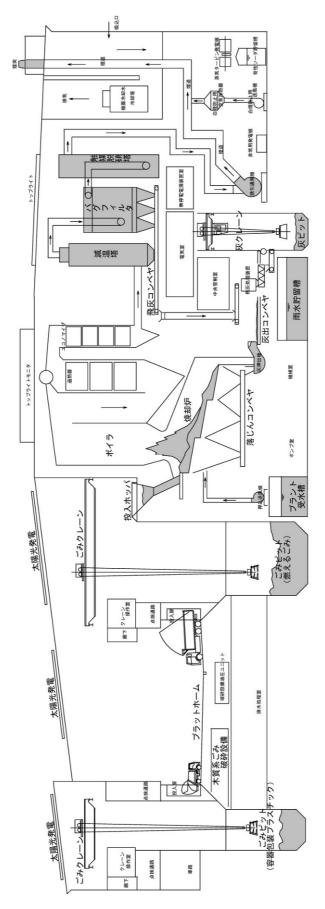


図 2-3-4 クリーンセンター工場棟断面計画図

(2) 破砕施設

第 11 次クリーンセンターでは、木質系ごみを破砕し焼却処理するため、現在港島クリーンセンターに設置しているものと同様のせん断式破砕機の設置を計画している。木質系破砕施設の処理フローを図 2-3-5 に、破砕処理に用いるせん断型破砕機の一般的な構造を図 2-3-6 に示す。

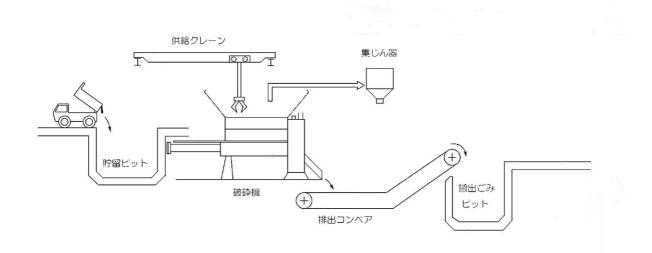
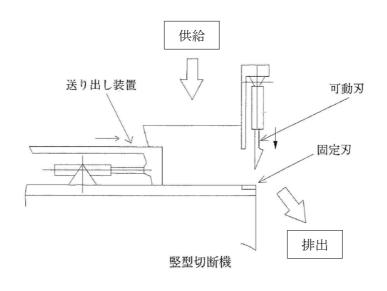


図 2-3-5 木質系破砕施設処理フロー



出典:ごみ処理施設整備の計画・設計要領 全国清掃都市会議

図 2-3-6 せん断式破砕機の構造

(3) 収集運搬施設

第 11 次クリーンセンターでは、収集運搬の効率を高めるため、収集運搬施設を併設する。

収集運搬施設の平面図を図 2-3-7 に示す。

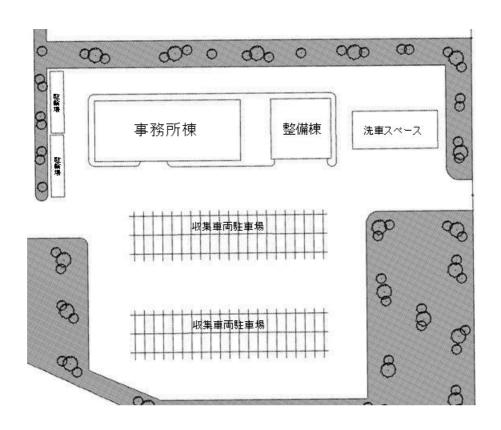


図 2-3-7 収集運搬施設の平面図

2-3-3. 廃棄物運搬車両等

供用時(平成29年)の廃棄物運搬車両等については、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」をもとに、施設に廃棄物等を搬入する平均的な車両数を、表2-3-3のとおりと見込んでいる。

表 2-3-3 廃棄物運搬車両等台数

単位;台/日(片道、月~金平均)

車種	大型車	小型車	計
パッカー車	137	156 ^{**} 1	293
その他廃棄物関連車両	28	71	99
計	165	227	392

※1 2 t 積みパッカー車を小型車に分類

【大型車、小型車の分類】

大型車:普通貨物車、バス、大型特種車(コンクリートミキサー

車、積載量 2t を超えるパッカー車など)

小型車:小型貨物車、乗用車、小型特種車(パトカー、積載量2t

以下のパッカー車など)

2-3-4. 環境保全対策

(1) 施設の供用に係る環境保全対策

1) 焼却処理方式

ごみ処理施設(焼却施設)に必要な処理技術(処理方式)は、公害防止や資源化の促進といった観点から様々な技術が考案・実用化されている。

第 11 次クリーンセンターで採用する処理方式については、外部有識者で構成する「第 11 次クリーンセンター処理方式等検討委員会」で検討を行い、同委員会からの「ストーカ炉単体で整備するのが適当である」との提言に基づき、ストーカ炉(全連続燃焼方式)を採用することとしている。

ストーカ炉は全国の多くの都市のごみ処理施設で採用されている方式であり、稼働実 績や安定性、経済性の面で優れており、バランスの取れた処理方式である。

図 2-3-8 にごみ焼却処理のフローを示す。

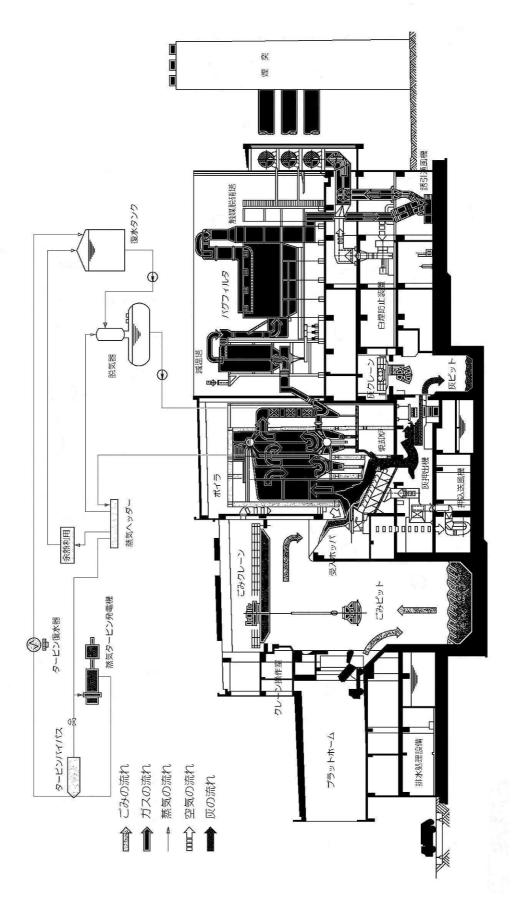


図 2-3-8 ごみ焼却処理フロー

2) 大気に係る環境保全対策

焼却に係る排ガスの排出条件を表 2-3-4 に、排ガス処理フローを図 2-3-9 に示す。

表 2-3-4 排ガスの排出条件

項目	排出条件
湿り排ガス量 (3 炉)	229, 200 m³ _N /h
水分	11%
酸素量	14%
乾き排ガス量	52, 900 m³ _N /h
(1 炉、0 ₂ =12%換算)	
煙突高さ	45m
排ガス温度	190℃
吐出速度	30m/s

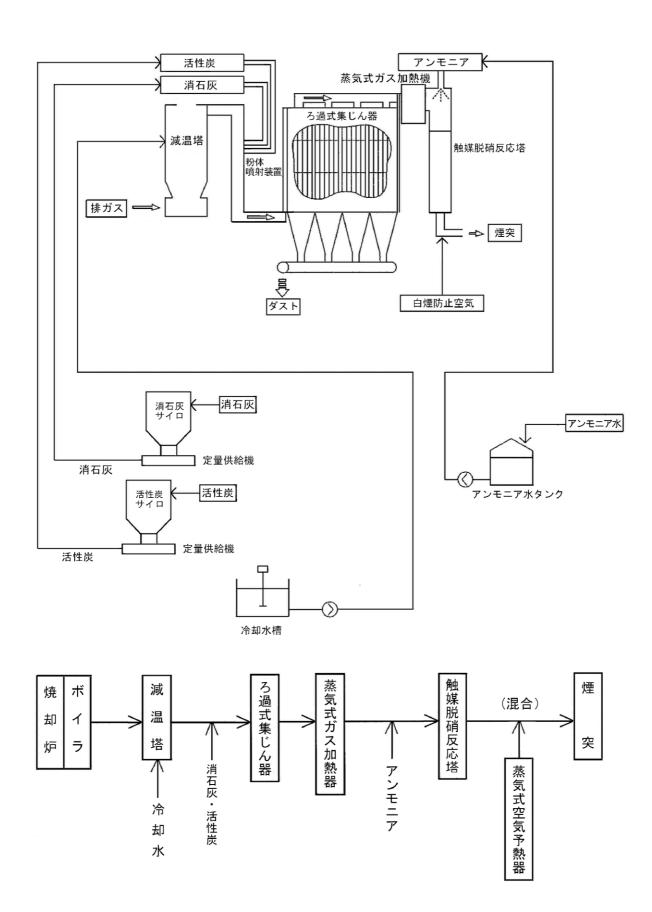


図 2-3-9 排ガス処理フロー

① ろ過式集じん機

ばいじんを除去するため、ろ過式集じん機を採用する。また、塩化水素、硫黄酸化物の処理としてろ過式集じん機入り口で、消石灰粉末を添加する乾式アルカリ吸収法を採用する。なお、消石灰と同時に活性炭を吹き込むことによってダイオキシン類、重金属を吸着、除去する。

② 触媒脱硝反応塔

窒素酸化物を除去するため、アンモニアを還元剤とする触媒脱硝方式を採用する。 触媒はアンモニアにより窒素酸化物を窒素と水に分解するものであるが、同時にダイオキシン類を分解除去することができる。

③ ダイオキシン類対策

焼却炉内の燃焼ガスの温度を850℃以上で、2秒以上の滞留時間を確保し、完全燃焼することによりダイオキシン類の発生を抑制する。また、焼却炉を出た排ガスを減温塔によって150℃程度まで急冷し、ダイオキシン類の再合成を抑制し、ろ過式集じん機によりダイオキシン類を除去する。

④ 白煙防止

排ガスには水分が多く含まれるため、そのまま放出すると白煙が発生するおそれがある。そのため、蒸気で過熱した空気を煙道に吹き込み、排ガスと混合することにより白煙の発生を防止するとともに、排ガスをより上昇させることで地上濃度の低減を図る。

各種排ガス処理装置で適正に処理した後、煙突より大気中に排出する際の排ガスの維持管理目標を表 2-3-5 に示す。

法規制基準等※ 項 目 維持管理目標 (g/m_N^3) ばいじん 0.005 0.04 硫黄酸化物 (ppm) 10 51 窒素酸化物 (ppm) 50 138 塩化水素 (ppm) 15 430 ダイオキシン類 $(ng-TEQ/m_N^3)$ 0.05 0.1 目視されないこと 白煙防止

表 2-3-5 排ガスの維持管理目標

備考:排ガス濃度は、02濃度12%換算値

[※] 大気汚染防止法による。(ただし、窒素酸化物については、大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量 指導指針(兵庫県)、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法による。)

3) 水に係る環境保全対策

クリーンセンターの給排水計画を図 2-3-10 に示す。

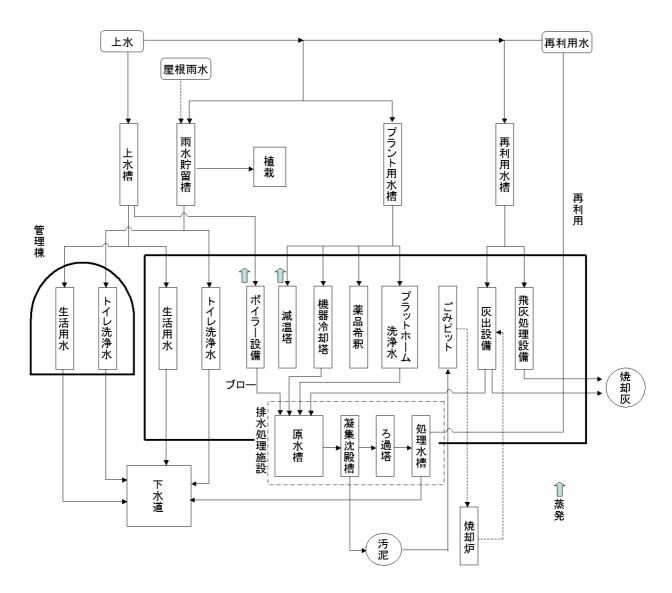


図 2-3-10 第 11 次クリーンセンターの給排水計画

①排水処理

a. プラント系排水

プラットホーム洗浄水、灰出設備等プラント設備から排出された汚水は、薬剤処理、 凝集沈殿、砂ろ過を行い表 2-3-6 に示す維持管理目標を満たすように処理した後、 再利用水として活用し、不用分は下水道に放流する。

トイレ洗浄水や生活用水は直接下水道に放流する。

b. ごみピット汚水

ごみピットから発生する汚水は、発生量が少ないため、ごみピット内に噴霧して、 ごみとともに焼却して処理する。ごみピット汚水は臭気物質を多く含むが、臭気物質 は炉内で熱分解され悪臭は発生しなくなる。

c. 収集運搬施設排水

収集運搬施設からの排水は、直接下水道に放流する。

② 水資源の有効利用

雨水貯留システムを導入すること等により、水資源の有効利用に努める。また、プラント系排水は、排水処理した後、一部は場内で再利用を行う。

表 2-3-6 排水の維持管理目標

	項目		単位	維持管理目標	排除基準*
	カドミウム及びその	D化合物	mg/L	0.01	0.03
	シアン化合物		mg/L	0. 1	0.3
	有機りん化合物		mg/L	0. 1	0.3
	鉛及びその化合物		mg/L	0.05	0. 1
	六価クロム化合物		mg/L	0.05	0. 1
	ひ素及びその化合物	b	mg/L	0.02	0.05
人	水銀及びアルキルスその他の水銀化合物		mg/L	0.002	0.005
人の健康に係る被害を生ずるおそれのある項目	アルキル水銀化合物		mg/L	検出されないこと	検出されないこと
康	ポリ塩化ビフェニル		mg/L	0.001	0.003
に係	ジクロロメタン		mg/L	0. 1	0. 2
る	四塩化炭素		mg/L	0. 01	0. 02
被害	1,2-ジクロロエタン	/	mg/L	0.02	0.04
を	1,1-ジクロロエチ1		mg/L	0. 1	0. 2
生ず	シス-1, 2-ジクロロ	エチレン	mg/L	0.2	0.4
る	1, 1, 1-トリクロロニ	L タン	mg/L	1	3
おそ	1, 1, 2-トリクロロニ	エタン	mg/L	0.02	0.06
れ	トリクロロエチレン	/	mg/L	0. 1	0.3
あ	テトラクロロエチ	ノン	mg/L	0.05	0.1
る質	1,3-ジクロロプロイ	ペン	mg/L	0.01	0.02
目	チウラム		mg/L	0.02	0.06
	シマジン		mg/L	0.01	0.03
	チオベンカルブ	オベンカルブ		0. 1	0.2
	ベンゼン		mg/L	0.05	0. 1
	セレン及びその化合	合物	mg/L	0.05	0. 1
	ほう素及びその化合	合物	mg/L	100	230
	ふつ素及びその化合物		mg/L	5	15
	ダイオキシン類		pg-TEQ/L	5	10
生生	フェノール類		mg/L	2	5
生ずる恐境	銅及びその化合物		mg/L	1	3
h. 17	亜鉛及びその化合物	勿	mg/L	1	2
のなっ	鉄及びその化合物	(溶解性)	mg/L	5	10
る被	マンガン及びその化		mg/L	5	10
のある項目のある項目	クロム及びその化合		mg/L	1	2
	水素イオン濃度(」	э Н)	_	5~9	5~9
下	生物化学的酸素要求		mg/L	200	2,000
水 か 処	浮遊物質量(SS)		mg/L	200	2,000
け理りる場	ノルマルヘキサン	植物油粗含有量	mg/L	50	150
かける項目が処理場に負担	抽出物質含有量		mg/L	2	5
担	がい間次口り玉			200	
を	室素含有量		mg/L		600
作 th:	りん含有量		mg/L	40	80
傷 施 項 損	温度		℃	45	45
	よう素消費量	冬例にトス	mg/L	100	220

[※] 下水道法及び神戸市下水道条例による。

4) 騒音・振動に係る環境保全対策

騒音の発生源となる設備は、極力建屋内の外壁に面していない部屋に設置することと し、低騒音型を選定する。

振動の発生源となる設備は、強固な基礎上に設置することとし、低振動型を選定する。 敷地境界における騒音に係る維持管理目標を表 2-3-7 に、振動に係る維持管理目標 を表 2-3-8 に示す。なお、当該地は臨港地区であり騒音、振動に係る法規制は適用されない。

表 2-3-7 敷地境界における騒音に係る維持管理目標

単位:dB

[2	区分	時間帯	維持管理目標	規制基準*(第4種区域)
田内	騒音	朝 (6~8 時)	70	70
	L_5	昼 (8~18時)	70	70
		夕(18~22 時)	70	70
		夜(22~翌日6時)	60	60

[※] 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚・農・通・運 告示第1号) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させな いため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

表 2-3-8 敷地境界における振動に係る維持管理目標

単位: dB

区分	時間帯	維持管理目標	規制基準* (第2種区域)
振動	昼 (8~19時)	65	65
L_{10}	夜 (19~翌日8時)	60	60

※特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

第2種区域 住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活 環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供され ている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を 防止する必要がある区域

5) 悪臭に係る環境保全対策

ごみピットから発生する臭気については、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れないようにしたうえで、ピット内空気を焼却炉の燃焼用空気として利用し、臭気を熱分解する。また、ピットへの投入扉を自動開閉式にし、ごみ搬入時のみ開閉するとともに、ごみ投入ステージの入り口にエアカーテンを設置する。

収集車からの臭気については、収集車の構造を臭気がもれ出しにくいものとし、収集 車が一時的に集中した場合においてもクリーンセンターの敷地の外で待機する必要が ないようクリーンセンター入り口からステージまで十分な距離をとる。

悪臭に係る維持管理目標を表 2-3-9 に示す。なお、事業計画地は B 地域の基準が適用される。

表 2-3-9 悪臭に係る維持管理目標

項目		44.44 KK 70 D 45	規制基準 ※		
	垻 目	維持管理目標	A 地域	B 地域	
	アンモニア	1	1	5	
	メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.01	
	硫化水素	0.02	0.02	0.2	
	硫化メチル	0. 01	0.01	0.2	
	二硫化メチル	0.009	0.009	0. 1	
	トリメチルアミン	0.005	0.005	0.07	
	アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.5	
	スチレン	0.4	0.4	2	
悪	プロピオン酸	0.03	0.03	0.2	
悪臭物質	ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.006	
質	ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.004	
p	イソ吉草酸	0.001	0.001	0.01	
p m	プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0. 5	
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.08	
	イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0. 2	
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.05	
	イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.01	
	イソブタノール	0.9	0.9	20	
	酢酸エチル	3	3	20	
	メチルイソブチルケトン	1	1	6	
	トルエン	10	10	60	
	キシレン	1	1	5	
	臭気濃度	10	10	70	

[※] 悪臭防止法による。ただし、臭気濃度は、神戸市悪臭防止暫定指導指針による目標値

6) 熱利用計画

ボイラから発生した蒸気を用いて、最大発電効率 20%以上の高効率発電を行い、場内で使用するとともに、余剰電力は電気事業者等へ売却する。場内の給湯設備等の熱源には、タービン抽気を使用するなど、効率よく再利用を行う。

7) 焼却残渣の処理

焼却灰は灰押出し機で消火冷却後、灰出しコンベアで灰ピットに移送し貯留する。ばいじん (飛灰) はろ過式集じん機により捕集し、薬剤を添加し養生した後、集じん灰ピットに貯留する。

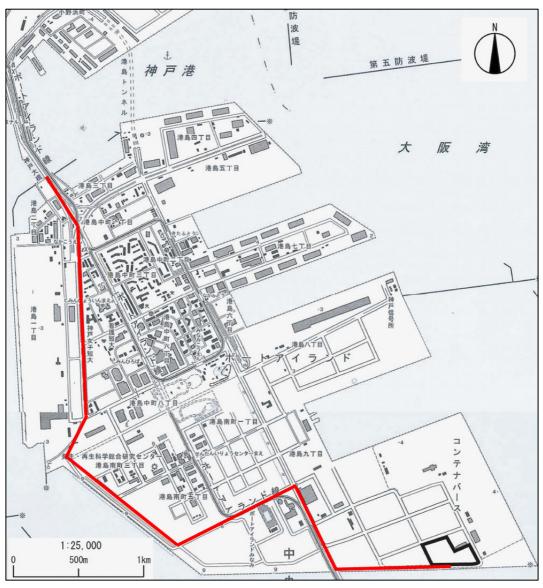
貯留された焼却灰及びばいじんは、現在と同様大阪湾圏域広域臨海整備事業(フェニックス事業)の埋立処分場に搬出・処分する。

8) その他の環境保全対策

- ・敷地内はできる限り緑化に努める。
- ・太陽光発電、屋上緑化・壁面緑化の導入など、温室効果ガス削減やヒートアイラン ド対策への取り組みを積極的に行う。
- ・市民の環境学習の場としても活用できるよう見学スペースを整備する。

(2) 廃棄物運搬車両等の走行に係る環境保全対策

ポートアイランド地区外からの廃棄物運搬車両等の走行ルートは、居住地に著しい影響を及ぼすことのないように配慮し、図 2-3-11 に示すとおり、比較的居住地から離れた西側臨港道路を利用するものとする。



※この地図は国土地理院発行の2万5千分の1地形図(神戸首部、神戸南部、西宮)を元に作成したものである。

図 2-3-11 廃棄物運搬車両等の想定走行ルート

2-4. 工事計画

2-4-1. 工事の実施計画及び工程

主要施設の概要を表 2-4-1 に示す。また、工事に使用する建設機械を表 2-4-2 に、 工事工程を表 2-4-3 に示す。着工より通算 33 ヶ月で竣工する予定としている。

表 2-4-1 主要施設の概要

工事対象		構造	延べ床面積 (m²)	建築面積 (m²)
クリーンセンター	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 一部鉄骨造 (S) 地下1階 地上6階	34, 800	11, 500
	管理棟	鉄筋コンクリート造 (RC) 地上3階	3, 000	1, 100
収集運搬施	設	鉄筋コンクリート造 (RC) 地上3階	2, 100	800

表 2-4-2 工事に使用する建設機械

重機名称									
オーガ									
バキューム車									
杭打機									
クローラクレーン(120t)									
クローラクレーン(400t)									
ショベルカー									
ダンプトラック									
トラッククレーン(50t)									
ブルドーザ									
ポンプ車									
生コン車									

表 2-4-3 建設工事工程

施設	棟	通算月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
クリーンセンター	工場棟	建設工事																																	
		プラント工事																															1	式運	云
	管理棟	建設工事																																	
																				ſ															
収集運搬施設		登 建設工事																																	

2-4-2. 環境保全対策

(1) 建設工事に係る環境保全対策

- ・ 工事中の建設機械の使用にあたっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振 動型建設機械の使用を推進する。
- ・ 施設の建設にあたってはリサイクルに配慮した材料を積極的に導入するととも に、建設現場での廃棄物の発生抑制のため、プレキャスト製品を導入する。また、 将来の施設解体に伴う負荷も考慮し、解体が容易な材料・工法を検討する。
- ・ コンクリート廃材、アスファルト廃材等の建設に伴う廃棄物等については、排出 量の抑制に努めるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建 設リサイクル法)」に基づき、適切な再資源化に努める。
- ・ 降雨時や地下浸出水の放流にあたっては、ノッチタンクで土砂を沈殿させてから 雨水幹線に放流する等、濁水流出防止に努める。また、工事現場外への土砂の持 ち出しを防止するため、車両出入り口にはタイヤの洗浄スペースなどを設ける。
- ・ 建設残土については、発生量を軽減するよう、土量バランスに配慮するとともに、 再利用、工事間流用等有効利用に努める。

(2) 工事用車両の走行に係る環境保全対策

車両の運行ルート設定にあたっては、居住地に著しい影響を及ぼすことのないように 配慮し、比較的居住地から離れた西側臨港道路を指定する。資材の搬入出等が特定の時 間帯に集中しないように努める。